

◎スポーツ施設の使用料（指定管理者が管理している施設）

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要	
一関水泳プール	プール	個人	就学前	1回	50		
			高校生以下		100		
			一般		200		
		団体	高校生以下30人まで		750		1人増すごとに25円
			一般30人まで		1,500		1人増すごとに50円
会議室			1時間	200			
花泉水泳プール	プール	個人	就学前	1回	50		
			高校生以下		100		
			一般		200		
		団体	高校生以下30人まで		750		1人増すごとに25円
			一般30人まで		1,500		1人増すごとに50円
東山B&G海洋センター	プール	個人	高校生以下	1回	100		
			一般		200		
		団体	高校生以下30人まで		1,500		1人増すごとに25円
			一般30人まで		3,000		1人増すごとに50円
藤沢B&G海洋センター	プール	個人(クラブ員を除く。)	就学前(3歳以上)	1回	100		
			中学生及び小学生		300		
			高校生		400		
			一般		500		
		個人回数利用(クラブ員を除く。)	就学前(3歳以上)	6回	500		
			中学生及び小学生		1,500		
			高校生		2,000		
			一般		2,500		
		会員(クラブ員を除く。)	就学前(3歳以上)	1回	60		
			中学生及び小学生		180		
			高校生		240		
			一般		300		
		会員回数利用(クラブ員を除く。)	就学前(3歳以上)	6回	300		
中学生及び小学生	900						
高校生	1,200						
一般	1,500						

		団体(クラブ員を除く15人以上の場合)	就学前(3歳以上)	1人1回	70	
			中学生及び小学生		210	
			高校生		280	
			一般		350	
	トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100	
			一般		200	
		個人回数利用	高校生以下	6回	500	
			一般		1,000	
		会員及びクラブ員	高校生以下	1回	60	
			一般		120	
会員及びクラブ員回数利用		高校生以下	6回	300		
	一般	600				
体力測定		1人1回	500			
一関運動公園野球場	グラウンド	高校生以下	1時間	600		
		一般		1,200		
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	ミーティングルーム		1日	500		
	夜間照明設備		1時間	3,000		
	本部室(単独利用の場合)			100		
東台野球場	グラウンド	高校生以下	1時間	500		
		一般		1,000		
	夜間照明設備			2,000		
花泉運動公園野球場	グラウンド	高校生以下	1時間	500		
		一般		1,000		
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	3,000		
大東野球場	グラウンド	高校生以下	1時間	200		
		一般		400		
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	3,000		
千厩野球場	グラウンド	高校生以下	1時間	200		
		一般		400		
	放送設備			1試合	500	

	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	2,000		
	サブ球場	高校生以下		100		
		一般		200		
東山球場	グラウンド	高校生以下	1時間	500		
		一般		1,000		
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
室根野球場	グラウンド	高校生以下	1時間	200		
		一般		400		
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	2,000		
一関運動公園テニスコート、花泉運動公園テニスコート、花泉テニスコート、清田テニスコート、千厩多目的グラウンドテニスコート、東山テニスコート、室根テニスコート(屋外)、川崎テニスコート、藤沢テニスコート	コート	高校生以下	1面1時間	100		
		一般		200		
	夜間照明設備			200		
室根テニスコート(屋内)	コート	高校生以下	1面1時間	200		
		一般		400		
	照明設備			200		
一関運動公園陸上競技場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	1,200	
			一般		2,400	
		個人	高校生以下	1回	100	
			一般		200	
		個人年間利用	高校生以下	1年	2,000	
			一般		4,000	
	団体(15人以上)	高校生以下	1回	1,000		
		一般		2,000		
	放送設備		1日	1,000		
	全自動電気計時装置			2,000		
会議室		1,000				

	備品	バトン	本	30	<p>1 陸上競技場用備品の使用料の合計額が1万円を超える場合は、1万円を限度とする。</p> <p>2 高校生以下が利用する場合は、使用料の額の2分の1に相当する額を徴収し、使用料の合計額が5,000円を超える場合は、5,000円を限度とする。</p>	
		ピストル	丁	30		
		抽選器	組	30		
		ストップウォッチ、円盤、砲丸、ハンマー	個	50		
		ヤリ、合成樹脂製巻尺	本	50		
		競歩警告用円板、フィールド競技者用距離表示マーク、ペグ（ヤリ、円盤、ハンマー）、ペグ（砲丸）、踏切板標識	式	50		
		スターター台	組	50		
		選手用長椅子	台	50		
		鋼鉄製巻尺（30m、50m、100m）、棒高跳用ポール	本	100		
		リボンロット（30m、50m、100m）、スターティングブロック、周回表示器、走幅跳・三段跳用距離標識、走幅跳・三段跳用踏切板	台	100		
		オープンラップコーナー用旗、3000m障害	式	100		
		走高跳用高度計、棒高跳用高度計	本	150		
		温度計、湿度計、ハンドマイク	個	150		
		レーンナンバー標識	組	150		
		風向風速計、風力速報表示器	台	200		
		トラック競技速報表示器	台	300		
		フィールド成績表示器、走幅跳・三段跳距離測定器	台	300		
		投てき距離標識	式	300		
		テント	張	300		
		走高跳用支柱、マット、バー	式	400		
ハードル（コース分）	式	500				
スターター用拡声器	式	600				
棒高跳用支柱、マット、バー、バー上器	式	700				
投てき光波距離測定装置	式	1,000				
一関運動公園多目的広場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
花泉運動公園多目的広場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	

的競技場			一般		200	
	放送設備			1日	500	
大東グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備		350			
千厩多目的グラウンド運動広場	ゲートボール場、グラウンドゴルフ場				無料	
東山多目的グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1面1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備		1時間	1,000		
川崎運動広場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	200	専用利用において、2分の1以下を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		400	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
	夜間照明設備		1時間	2,000		
藤沢運動広場	グラウンド	専用	高校生以下	1区域1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備		300			
一関サッカー・ラグビー場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	1,500	2分の1以下を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		3,000	
	夜間照明設備	全面点灯	3,000		半減点灯とする場合は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。	
		半面点灯	1,500			
放送設備		1日	500			
萩荘サッカー場	グラウンド	高校生以下		1時間	100	
		一般			200	
	夜間照明設備		1,000			
千厩多目的グラウンドサッカー場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
一関運動公園ソフトボール場	グラウンド	高校生以下		1時間	250	
		一般			500	
千厩多目的グラウンドソフトボール場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
一関市総合体育館	メインアリーナ	専用	高校生以下	1時間	1,200	専用利用において、3分の2、2分の1、3分の
			一般		2,400	

		個人	高校生以下	1回	100	1及び6分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1に相当する額とする。	
			一般		200		
	サブアリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。	
			一般		800		
		個人	高校生以下	1回	100		
			一般		200		
	トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100		
			一般		300		
		個人回数利用	高校生以下	6回	500		
			一般		1,500		
	会議室	1室	1時間	200			
	メインアリーナ放送設備		1日	1,000			
	移動式放送設備			100			
	舞台照明設備		1時間	1,600			
	電光得点表示板		1日1組	300			
	メインアリーナ冷房設備		1時間	2,500			
	メインアリーナ暖房設備			3,500			
	サブアリーナ冷房設備			500			
	サブアリーナ暖房設備			800			
東口体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	600		専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,200		
		個人	高校生以下		100		
			一般		200		
	ミーティングルーム		1時間	200			
アリーナ暖房設備			2,000				
花泉体育館、大東体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使	
			一般		800		

		個人	高校生以下	1回	100	用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		200	
	会議室	1室		1時間	200	
花泉第二体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	200	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		400	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
千厩体育館、藤沢体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		800	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
東山総合体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	600	専用利用において2分の1、4分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ2分の1、4分の1に相当する額とする。
			一般		1,200	
		個人	高校生以下	1回	100	
			一般		200	
	トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100	
			一般		200	
		個人回数利用	高校生以下	6回	500	
			一般		1,000	
	研修室		1時間	200		
	会議室			200		
	アリーナ冷房設備			1,700		
	アリーナ暖房設備	ボイラー		2,000		
		ブライトヒーター		400		
	放送設備		1回	200		
東山農村勤労福祉センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
	小会議室		1時間	200		
	和室			200		
室根体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	
			一般		800	

		個人	高校生以下	1回	50	用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		100	
	卓球室	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1時間	400	
	放送設備			1回	200	
	研修室・会議室			1時間	200	
川崎体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		800	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
	ミーティング室			1時間	200	
	アリーナ暖房設備				2,500	
藤沢スポーツプラザ	室内運動場	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
	ミーティングルーム			1時間	200	
	多目的ホール			1時間	200	
	上記の区分にかかわらず、合宿研修等のため、1夜を通して使用する許可を得た場合（全館使用に限る。）				1夜	
一関武道館	柔道場、剣道場、弓道場、2階武道場	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
	会議室			1時間	200	
放送設備			1日	1,000		
千厩武道館	武道場	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
花泉弓道場	弓道場	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
		個人	高校生以下	1回	50	
			一般		100	
尾花が森キャンプ					無料	



場、花泉運動公園キ ャンプ場						
唐梅館パークゴル フ場	施設利用	高校生以下		1人1回	100	
		一般			200	
	用具利用	高校生以下			50	
		一般			100	
唐梅館総合公園ク ラブハウス えぼ っく	ホール			1時間	200	
ニコニコドーム	和室			1時間	200	
	多目的ホール			1時間	200	
	スカッシュルーム	高校生以下		1時間	100	
一般		200				
千厩アイスアリー ナ	スケート場	個人	中学生以下	1人1回	300	15人以上の団体に利用す る場合は、1人当たり100 円減額する。回数使用料 は、6回数とし、使用料 の額に5を乗じて得た額 に相当する額とする。
			高校生		500	
			一般		600	
			付添入場料		100	
	貸靴		300			
	ロッカー		100			
	スケート場として 利用しない場合	専用			1時間	
個人				50		
すぱーく 藤沢	コート	高校生以下		1面1時 間	200	
		一般			400	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
  - 2 やむを得ない事情により利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料の額は、その超える時間1時間につきこの表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額とする。
  - 3 この表に掲げる以外の附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める使用料（指定管理者が管理するスポーツ施設にあっては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金）を合わせて納付しなければならない。
- (2) 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の2倍に相当する額。ただし、附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。
- 2 営利を目的とする場合

区分	使用料
物品販売及び興行を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の10倍に相当する額

その他の営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の5倍に相当する額
----------------	-------------------------------

備考 附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

### 3 その他の場所

区分	使用料
営利を目的としない場合の表に掲げる以外のスポーツ施設の場所を利用する場合	規則で定める額（指定管理者が管理するスポーツ施設にあつては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額）

### 4 特別使用料

(単位：円)

区分		入会金	年会費	月会費	
藤沢B&G海洋センター	会員	個人会員 (小学校4年生以上の者)	2,000	3,300	
		ファミリー会員 (成年である代表者1人とその親族の者で、3歳以上のもの)	成年である代表者 2,000 親族1人につき 1,000	成年である代表者 3,300 親族1人につき 660	
		法人会員	20,000	49,500	
	クラブ員	少年スイミングクラブ (小学校1年生以上中学校3年生までの者)	2,000	3,300	3,200
		レディーススイミングクラブ	2,000	3,300	おおむね1月に4回使用する場 合 4,200
		シニアスイミングクラブ			おおむね1月に2回使用する場 合 2,100
		その他のスイミングクラブ			おおむね1月に1回使用する場 合 1,050

備考

- 特別使用料は、規則で定める会員及びクラブ員に適用する。
- 年会費は、入会又は更新の日の属する月から当該会計年度の終了する月まで月割りをもって算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。